

## Ara Narbonensis 碑文 (CIL. XII4333) を めぐって

—P. Kneißl と M. Gayraud の所説を中心に—

山本晴樹

ローマ属州ナルボネンシスの都市 Narbo Martius (現ナルボンヌ) における皇帝礼拝の設立を告げる碑文として知られる Ara Narbonensis 碑文 (CIL. XII 4333) は、近年のローマ皇帝礼拝研究の高まりに伴い新めて注目されるようになった<sup>(1)</sup>。本稿ではこの碑文の特に問題となる箇所に関する主な見解——とりわけ P. Kneißl と M. Gayraud のそれ——を整理し新めてこの碑文の意味するものを考えてみたい。

—

Ara Narbonensis 碑文の検討に移るまえにこの祭壇について述べておくと、高さ 110 cm, 幅 58 cm, 厚さ 29 cm の大理石の祭壇は、1564 年乃至 1566 年ナルボンヌで発見され、1839 年以来当地の博物館に保管されている。現存のものは 2 世紀の再建といわれている<sup>(2)</sup>。碑文はこの祭壇の正面と右側面に施されている。以下 M. Gayraud の解・補読に従って、ara Narbonensis 碑文の全文を掲げ、その訳を付す<sup>(3)</sup>。

<正面碑文>

T. Statilio Taur[o]

L. Cassio Longino

co(n) s(ulibus) , X k(alendas) octobr(es)

numini Augusti votum

susceptum a plebe Narbo-

nesium in perpetuom.

Quod bonum faustum felixque sit Imp(eratori) Caesari,  
divi f(ilio) , Augusto, p(atri) p(atriae) , pontifici maximo, trib(unicia)  
potest(ate)

XXXIII, coniugi, liberis gentique eius, senatui  
populoque romano et colonis incolisque

C(oloniae) I(uliae) P(ateranae) N(arbonis) M(artii) qui se numini eius  
in perpetuum

colendo obligaverunt. Pleps Nambonen-  
sium aram Narbone in foro posuit, ad  
quam quotannis VIII k(alendas) octobr(es) , qua die  
eum saeculi felicitas orbi terrarum  
rectorem edidit, tres equites romani  
a plebe et tres libertini hostias singu-  
las inmolent et colonis et incolis ad  
supplicandum numini eius thus et vinum  
de suo ea die praesten[t] , et VIII k(alendas) octobr(es)  
thus vinum colonis et incolis item prae-  
stent, k(alendis) quoque ianuar(iis) thus et vinum  
colonis et incolis praestent, VII quoq(ue)  
idus ianuar(ias) , qua die primum imperium  
orbis terrarum auspicatus est, thure  
vino supplicent et hostias singul(as) in-  
molent et colonis incolisque thus vi-  
num ea die praestent.

Et pridie k(alendas) Iunias, quod ea die, T. Statilio  
Tauro M' Aemilio Lepido co(n) s(ulibus) , iudicia  
plebis decurionibus coniunxit, hostias  
singul(as) inmolent, et thus et vinum ad  
supplicandum numini eius colonis et  
incolis praestent.

Exque iis tribus equitibus Rom(anis) [et tribus]  
libertinis un[us…

T. Statilius Taurus と

L. Cassius Longinus が

コンスルの時 (11年), 10月の1日から10日前の日 (9月22日),

Augustus の numen (神霊)<sup>(4)</sup> に対して宣誓 (votum) が

Narbo の plebs によって

永久になされた。

善と繁栄と至福が以下の人々にあるように, Imperator Caesar

divi filius Augustus, 最高神官, 護民官職権

34回目, 彼の妻, 子供及び一族,

ローマ元老院と市民団そして植民者及び居留民～

colonia Iulia Paterna Narbo Martius の～, 彼らはかれの numen を  
永久に

礼拝することを自らに義務づけた。Narbo の plebs は

Narbo の中央広場 (forum) に祭壇を据えた。

それに対して毎年10月の1日から9日前の日 (9月23日) に,

この日世紀の幸運の女神 (fortuna) は

世界の支配者を生み出したのだが, equites Romani a plebe<sup>(5)</sup> 3人と  
解放奴隷3人はそれぞれ

生贄を捧げるべし。そして植民者と居留民に対して

彼の numen を礼拝するように乳香とブドウ酒を

その日自らの費用で提供すべし。そして10月1日から8日前の日 (9  
月24日) に

乳香とブドウ酒を植民者と居留民に再び提供すべし。

1月の1日にもまた乳香とブドウ酒を

植民者と居留民に提供すべし。

1月の13日から7日前の日 (1月7日) にも, この日初めて

彼は世界の imperium を開始したのだが<sup>(6)</sup>,

乳香とブドウ酒によって礼拝を行い、それぞれ生贄を  
捧げ、植民者及び居留民に乳香とブドウ酒を  
この日に提供すべし。

そして6月の1日の前日(5月31日)、この日、T. Statilius Taurus と  
M. Aemilius Lepidus がコンスルの時<sup>7)</sup>(11年)

彼は plebs の iudicia<sup>8)</sup>を decuriones に結合させたが故に、  
彼らはそれぞれ生贄を捧げるべし、そして乳香とブドウ酒を  
彼の numen に対する礼拝のために植民者と  
居留民に提供すべし。

これら3人の equites Romani a plebe と

[3人の] 解放奴隷から1人が…

<右側面碑文>

[Pleb]s Narbonensis a[ram]  
numinis Augusti d[edi]  
cavit...

.....

legibus iis, q(uae) i(nfra) s(criptae) s(unt) :  
Numen Caesaris Aug(usti) , p(atris) p(atriciae) , quando tibi  
hodie hanc aram dabo dedicabo-  
que, his legibus hisque regioni-  
bus dabo dedicaboque, quas hic  
hodie palam dixero, uti infimum  
solum huiusque arae titulorum  
que est. Si quis tergere, ornare,  
reficere volet quod beneficii  
causa fiat, ius fasque esto; sive  
quis hostia sacrum faxit, qui  
magmentum nec protollat, id-  
circo tamen probe factum esto; si

quis huic arae donum dare au-  
gereque volet, liceto, eademq(ue)  
lex ei dono esto, que arae est;  
ceterae leges huic arae titulisq(ue)  
eaedem sunt, quae sunt arae  
Dianae in Aventino. Hisce legi-  
bus hisque regionibus, sicuti  
dixi, hanc tibi aram pro imp(eratore)  
Caesare Aug(usto) , p(atre) p(atriciae) , pontifice maxi-  
mo, tribunicia potestate XXXV,  
coniugi, liberis genteque eius,  
senatu populoque romano, colonis  
incolisque Col(oniae) Iul(iae) Patern(ae) Narb(onis)  
Mart(ii) , qui se numini eius in per-  
petuum colendo obligaverunt,  
doque decicoque, uti sies volens  
propitium.

Narbo の plebs は祭壇を  
Augustus の numen に  
捧げた

.....

以下に記された法によって。

Caesar Augustus, 祖国の父, の numen よ, 汝に  
今日この祭壇を私は与え捧げるであろうとき  
これらの法によりこれらの場所において  
私は与え捧げるのである, そしてこのことを私はここで  
今日公に語るであろう, 底の土地が  
この祭壇と碑文のものであると。  
もし何人かが清掃し, 装飾し,

修理することを欲するならば、それは  
善行 (beneficium) の元になる故、ius であり、かつ fas であるべし。  
あるいはもし何人かが生贄によって宗教行為 (sacer) をなすならば、  
その者が添え物をおしまぬ者ならば、  
それ故しかし適法であるべし。  
もし何人かがこの祭壇に供え物を与え  
増やすことを欲するならば、許さるべし。  
この祭壇と同じ法がかの供え物にあるべし、  
この祭壇と碑文のその他の法は  
以下のものと同じものであるべし。  
Aventinus にある Diana のものと。  
これらの法によりかつこれらの場所において私が語った如く、汝にこ  
の祭壇を以下の人々のために、  
即ち、Imperator Caesar Augustus、祖国の父、最高神官、  
護民官職権 35 回目<sup>9)</sup>、  
彼の妻、子供及び一族、  
ローマ元老院及び市民団、  
植民者及び居留民、～Colonia Iulia Paterna Narbo Martius の～、  
彼らは彼の numen に、  
永久に礼拝することに自己を義務づけたのだが、  
これらの人々のために私は与え捧げる、  
汝が好意的かつ慈愛深くあるように。

## 二

われわれはこれから ara Narbonensis 碑文の検討に移ろうと思うが、碑文の全般的検討は前述の Kneiβl 及び Gayraud の研究に譲り、ここでは特に解釈の分かれる箇所を中心に取りあげてみたい。

まずわれわれが取りあげるのは正面碑文中 29—34 行である。というのもまさしくここには ara Narbonensis 建立の起縁があると思われるからで

ある。文中の *iudicia plebis decurionibus coniuxit* (30-31 行) が問題であり、とりわけ *iudicia* の解釈がそうであった。

かかる *iudicia* に関しては様々な解釈が出されているわけであるが、ここでは Kneiβl の適確な整理を参考にしたい<sup>(10)</sup>。それによれば、まず当然のこととして、*iudicia* に裁判制度が理解された。代表的には E. Cuq と B. Kübler である<sup>(11)</sup>。彼らは当該箇所を次の如く解釈した。《Augustus は plebs の陪審員 (*judex*) を *decuriones* の仲間に入れた。》即ち彼らは、Augustus の陪審員制度改革に結びつけて理解するわけである。その根拠として彼らが挙げるのが、Suetonius (Aug. 32, 3) <sup>(12)</sup>である。

そこでは、Augustus が陪審員制度の拡張を行ったことが述べられている。従来陪審員に参加しうる資格として、元老院議員、騎士層、*tribuni aerarii* があったが、彼はこれ以外に才 4 の資格として *ducenarii*<sup>(13)</sup>を加えたのである。これによって plebs も陪審員への参加が可能となった。

Cuq と Kübler の両者はこの改革が属州の都市 Narbo にも及び、かくて前述の如き表現がとられるようになったと理解した。この理解に対して Kneiβl は、*iudicia* が本来、抽象概念であって、何らかの具体的制度を表わしてはいないことを指摘し、Cuq・Kübler 説をしりぞけている。そして、*iudicia plebis* を「plebs の判決」ととらえる説も、plebs が都市において個有の裁判権をもちえていない故、しりぞけている<sup>(14)</sup>。

代って G. Henzen 及び Th. Mommsen は *iudicia* を都市の政務官選挙における「推薦」の意にとらえ、当該箇所を以下の如く解釈する。《Augustus は plebs の「推薦」を *decuriones* に結びつけた。》即ち Narbo の plebs は自らの推薦者を *decuriones* のそれと調和させたのである。

しかし Kneiβl は指摘する。この時期、都市の政務官は plebs を含む市民によって民会で選出されていた事実が広く知られている。それ故 Henzen・Mommsen 説は矛盾すると言わねばならない<sup>(15)</sup>。

ここにおいて Kneiβl は *iudicia* を次の如く理解する。即ち、彼は H. Dessau の指摘<sup>(16)</sup>に基いて、*iudicia* を「見解」(*Ansicht*)、「意見」(*Meinung*)、「概念」(*Vorstellung*)、「判断」(*urteil*)と定義づける。そして当該箇所を次の如く解釈している。《Augustus は plebs の「見解」を *decuriones* と一致

させた。つまり Kneiβl は Augustus が plebs と decuriones との間によって調停を行ったと理解しているわけである。そしてこの祭壇の建立の事情からすれば当然、Augustus は plebs の側に立ってこの調停を行ったであろうと推察している。

彼によれば、具体的な事情は知られないにしても、Narbo では plebs と decuriones との間に政治的対立が生じ<sup>(17)</sup>、Augustus はこの対立を plebs の側に立って処理した。それ故 plebs は Augustus の numen に対する礼拝を設立するために、かかる祭壇を建立したのであった<sup>(18)</sup>。

以上が Kneiβl の説であるが、きわめて説得的である。しかし、これを全面的に受け入れるわけにはいかない。というのも、Kneiβl が述べる都市内の plebs と decuriones の対立は明確な根拠に基づいているとはいえないからである<sup>(19)</sup>。一方、Gayraud は Narbo に関する前述の著作の中で、この箇所に触れ、Kneiβl の理解とは異なり、既述の Cuq・Kübler 説を踏襲している<sup>(20)</sup>。従って iudicia の解釈をめぐるでは現在のところ、それを「見解」ととる説と司法用語にとる説とに分かれており、決着をみていない。

次にわれわれが注目したいのは、正面碑文中 16—7 行に現われる Augustus の numen に対する礼拝の担い手である plebs の代表としての 3 人の equites Romani a plebe についてである。

この問題に詳細な検討を加えたのは C. Nicolet である。彼はまず a plebe という用語法に注目し、それが ex plebe という形をとっていないが故に、equites Romani が plebs 出身を示すものではないことを指摘した。そして彼は、Suetonius (Aug. 46, 2) に基づいて、equites Romani a plebe を plebs から推薦されたローマ騎士と解釈した。Suetonius の当該箇所によれば、Augustus は「どこの土地でも由緒ある名家が絶えないように、イタリアの地方の各町の当局が推薦する人から、騎士階級の軍職を志望する者を任命し<sup>(22)</sup>」たのであるが、Nicolet はまさしくこのことが属州の都市 Narbo にも生じ、この地の plebs から推薦された者が騎士階級には入ったと推測したのである<sup>(23)</sup>。このような Nicolet の理解はそのまま Gayraud に引き継がれることになる<sup>(24)</sup>。これに対して、Kneiβl は以下の如く批判する。Suetonius が述べている Augustus の措置はあくまでもイタリア内の都市



に限られ、属州の都市には及ばなかった。従って、Narbo の equites Romani a plebe を騎士階級に属する人々ととらえることはできない。Kneiβl によれば、彼らは騎士階級の財産評価額 (40 万 HS. 以上) を持ちながらも、定員等の理由から decuriones には所属しえない人々である。それ故 equites Romani a plebe は plebs に所属しているローマ騎士を意味することになる<sup>(25)</sup>。

結局 equites Romani a plebe の解釈をめぐっては、それを plebs から推薦されたローマ騎士ととる説と、plebs に所属するローマ騎士ととる説に分かれており、ここでも決着をみていない。

最後に問題になるのが、equites Romani a plebe 3 人と解放奴隷 3 人とで構成される組織をどうとらえるか、ということである。Kneiβl は先に述べた equites Romani a plebe の解釈に基づき、彼らが 6 人で構成されていること、彼らの社会的身分が plebs であり、解放奴隷をその中に含むこと、そして彼らの任務が、皇帝礼拝を主としていることなどから、この組織が Narbo に後に頻出する seviri Augustales の先駆形態であることを指摘した。Kneiβl 自身の言葉で言えば、「ara Narbonensis 碑文は、Narbo の seviri Augustales の創設行為 (Gründungsakt) を伝えている<sup>(27)</sup>」ということになる。

これに対して Gayraud はこの 6 人の中に seviri Augustales の起源を見ることを拒否している。彼によれば、なるほど ara Narbonensis 碑文に現われる 6 人は、1 年任期で皇帝礼拝を主たる任務としているにしても、seviri Augustales の名称をおびていないが故に、それとは一応区別された。また 6 人という数から直ちに seviri Augustales と関連づけらるべきではなく、他の可能性もありうると指摘している。そして彼は「ara Narbonensis の礼拝は seviri Augustales の礼拝によって次第に窒息させられた<sup>(28)</sup>」と理解している。つまり Gayraud はこの 6 人の組織を seviri Augustales とは別箇の組織として扱ったわけである。

かくして equites Romani a plebe の 3 人と解放奴隷 3 人によって構成された組織は、Kneiβl の如く、seviri Augustales の起源と理解される一方で、Gayraud の如く、後者によって駆逐された組織とも理解されている。

### 三

われわれはこれまで P. Kneißl 及び M. Gayraud の所説によりながら碑文の検討を行ったわけであるが、前述の如く問題の箇所では両者の見解はくい違いを見せた。それ故かかる箇所に関する整合的な理解は、現時点ではあきらめねばならない。もっとも、われわれが手にする史料がこれのみであつては、ここから何らかの体系的結論を引き出すことは所詮不可能であつた。

しかし、それにも拘わらず、われわれにとってこの碑文から引き出される事実できわめて明白なものは、plebs を代表する人々が、decuriones の介在なしに、皇帝礼拝へ積極的に関与している事実である。なるほど Gayraud の問く如く、equites Romani a plebe 3人と解放奴隷3人によつて構成される組織が、直接 seviri Augustales の起源につながらないとしても、やはり皇帝礼拝における彼らの plebs の代表者としての地位は変わらないわけであり、その意味では plebs の代表者がこの時期——Augustus の存命中——に皇帝礼拝に関してイニシアティブを発揮しつつある状況が理解されうるのである。

仮に、Kneißl の問く如く、equites Romani a plebe が騎士級の財産資格を持ちながらも、decuriones になりえない層であるならば、余計彼らは都市上層から排除された代償を何らかの形で追求することに、積極的たらざるをえなかつたであろう。このエネルギーが彼らをして皇帝礼拝へ——decuriones を排除しつつ——向かわせたのではなからうか。

しかし、われわれは前述の如き plebs の代表者の、下からの皇帝礼拝への積極的関与を、支配者への卑屈さからくるものと受けとめるべきではないだろう。むしろ皇帝礼拝への積極的関与を通して自らの社会的地位の向上をはかろうとする plebs のしたたかさにとらえるべきであろう<sup>(29)</sup>。

とまれ、われわれはあまりにも一つの史料に多くを語らせすぎたようである。ここでは plebs の代表者が6人の構成をとり、decuriones を介することなく、直接皇帝の numen へ礼拝を捧げているという事実から、この6

人の組織の制度的定着への可能性——後の *seviri Augustales* へ直接つながらないとしても——を読みとれば充分であろう。

註

- (1) 筆者の知るかぎりでも以下の研究がある。C. Nicolet, *L'inscription de l'autel de Narbonne et la "commendatio" des chevaliers*, *Latomus* XXII 4 (1963) pp. 721-732; E. Demougeot, *Remarque sur les début du culte impérial en Narbonnaise*, *Provence Historique*, LXXI (1968) pp. 39-65; P. Kneißl, *Entstehung und Bedeutung der Augustalität*, *Chiron* X (1980) pp. 291-326; M. Gayraud, *Narbonne antique des origines à la fin du IIIe siècle*, Paris 1981. わが国の研究では以下を参照。弓削達「ローマ皇帝礼拝とキリスト教徒迫害」日本基督教団出版局 1984 年、島田誠「元首政期のローマ市民団と解放奴隷」『史学雑誌』第 95 編第 3 号 (1986 年)。
- (2) O. Hirschfeld, CIL XII p. 530; Gayraud, *op. cit.* p. 358
- (3) Gayraud, *op. cit.* pp. 358-360.
- (4) この numen を Gayraud は *genius* と関連づけて理解しようとしている。Cf. Gayraud, *op. cit.* p. 363.
- (5) *equites Romani a plebe* については後述。
- (6) 前 43 年 Octavius が最初に *fascas* を取得した年とされている。Cf. Augustus, R. G. 1, 2; Gayraud, *op. cit.* p. 362.
- (7) 11 年の正規コンスル。2 行目の L. Cassius Longinus は補充コンスル。 Cf. Dessau, ILS 112 n. 6.
- (8) *iudicia* の解釈については後述。
- (9) 従って正面碑文と右側面碑文の内容には約 1 年の時間的差異がある。
- (10) Kneißl, *op. cit.* pp. 301-306.
- (11) *ibid.*, p. 302 nn. 35-37.
- (12) *Ad tris iudicum decurias quartam addidit ex inferiore censu, quae ducenariorum vocaretur iudicaretque de levioribus summis.*
- (13) 一般に「20 万セステルティウス級」と理解されている。
- (14) Kneißl, *op. cit.* p. 303 f.
- (15) *ibid.*, p. 304 f.
- (16) ILS. 112 n. 7.

- (17) Kneiβl は他都市におけるこのような対立の例として、Tac. ann. 13, 48 を挙げている。
- (18) Kneiβl, op. cit. p. 306.
- (19) 島田氏, 前掲論文, 7 頁。なお氏は註 26 でこの箇所を「Suetonius, Aug. XLVI の伝える都市推薦の騎士級軍職の推薦者選出の手續きに関する記述」とされている。
- (20) Gayraud, op. cit. p. 355.
- (21) Ac necubi aut honestorum deficeret copia aut multitudinis suboles, equestrem militiam petentis etiam ex commendatione publica cuiusque oppidi ordinabat…
- (22) 国原吉之助『ローマ皇帝伝』岩波文庫(上) 145—6 頁。
- (23) Nicolet, op. cit. p. 731.
- (24) Gayraud, op. cit. p. 362.
- (25) Kneiβl, op. cit. pp. 297-300.
- (26) Narbo の seviri Augustales についての簡潔な整理は Gayraud, op. cit. pp. 369-373.
- (27) Kneiβl, op. cit. p. 317.
- (28) Gayraud, op. cit. p. 366.
- (29) このような捉え方は松本宣朗氏の以下の論稿によっている。「初期ローマ帝国」『ギリシアとローマ』河出書房新社, 1988 年。